

被災宅地危険度判定士登録申請書の 記入方法について

様式第1号（第5条関係）

被災宅地危険度判定士認定登録申請書

申請日： 年 月 日

長崎県知事 殿

わたくしは、長崎県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第4条第1項各号の一に該当し、第6条に定める被災宅地危険度判定士講習会を修了したので、第5条の規定により、被災宅地危険度判定士の認定登録を申請します。

ふりがな 申請者氏名		生年月日	年　月　日
居住地住所	〒	TEL	
勤務先 名　称	〒	TEL	
Mailアドレス			

申請書は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に○を付け、それぞれ→の番号にある書類を添付すること。

資格要件該当別	被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項第1号該当宅地造成等規制法施行令第17条又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに規定する設計者の資格を有する。	→①
	被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項第2号該当国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する。	→②
	被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項第3号該当国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する10年以上の実務経験を有し、長崎県知事が認めている。	→③

様式第5号（第8条関係）

被災宅地危険度判定士認定登録更新申請書

申請日： 年 月 日

長崎県知事

わたくしは、長崎県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第4条第1項各号の一に該当し、第6条に定める被災宅地危険度判定士講習会を修了したので、第8条の規定により、被災宅地危険度判定士の登録更新を申請します。

ふりがな 申請者氏名	更新登録		生年月日	年 月 日
居住地住所	〒			
勤務先	住 所	〒		
	名 称	TEL		
現在有効な 認定登録	番 号			
	有効期限			
Mailアドレス				

認定登録番号	有効期限
—	—

様式第1号（第5条関係）

新規登録の申請書 の記入方法 1 / 3

被災宅地危険度判定士認定登録申請書

申請日： 年 月 日

長崎県知事 殿

わたくしは、長崎県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第4条第1項各号の一に該当し、第6条に定める被災宅地危険度判定士講習会を修了したので、第5条の規定により、被災宅地危険度判定士の認定登録を申請します。

ふりがな 申請者氏名		生年月日	年 月 日
居住地住所	〒	TEL	
住 所	〒	TEL	
勤務先	名称		
Mailアドレス			

災害発生時に連絡が
つくmailアドレスを
記入してください

申請書は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に○を付け、それぞれ→の番号にある書類を添付すること。

被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項第1号該当

新規登録の申請書 の記入方法 2 / 3

資格要件について

名 称	
Mailアドレス	

申請書は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に○を付け、それぞれ→の番号にある書類を添付すること。

資格要件該当別	被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項第1号該当 宅地造成等規制法施行令第17条又は都市計画法施行規則第19 条第1号イからチに規定する設計者の資格を有する。
	被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項第2号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、国 又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する 技術に関して3年以上の実務経験を有する。
	被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項第3号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、国 又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関して 10年以上の実務経験を有し、長崎県知事が認めている。
	被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第2項該当 要綱第4条第1項各号と同等以上の知識及び経験を有する。

- ① 資格要件申込書（様式第2号）
資格要件申告書で添付することとされている書類
- ② 実務経験証明書（様式第3号）
- ③ 知事の認定書（原本を添付すること）
実務経験証明書（様式第3号）
- ④ 資格証の写し
実務経験証明書（様式第3号）※実務経験を必要とする場合

写 真
3 cm × 2.4 cm

認定登録番号 ◇	有効期限 ◇
----------	--------

新規登録の申請書 資格一覧

ア 大学院在学経験者 : 宅造法告示第1号、都計法告示第1号該当

大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して

- ① 土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
- ② 都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者

イ 大学卒業者 : 宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当

大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の

- ① 土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者
- ② 都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者

ウ 3年課程の短期大学卒業者 : 宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当

短大で正規の修業年限三年以上（夜間を除く。）の

- ① 土木又は建築の課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者
- ② 都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者

エ 短期大学、高等専門学校卒業者 : 宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当

前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の

- ① 土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関して四年以上の実務経験を有する者
- ② 都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者

オ 高等校卒業者 : 宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当

高等学校又は旧中等学校において正規の

- ① 土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術

に関して七年以上の実務経験を有する者

- ② 都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を有する者

カ 認定講習会修了者 : 宅造法告示第4号、都計法告示第38号該当

- ① 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務経験を有する者
 - ② 宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者
- で認定講習を修了した者

キ 技術士 : 宅造法告示第2号、都計規則第19条第1項ホ（都計法告示39）に該当

- ① 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者
- ② 技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後、宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者

ク 一級建築士 : 宅造法告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当

一級建築士の資格を有する者

ケ 自治体等職員（現場監理・発注・建築確認部門） : 登録要綱第4条第1項第2号該当

国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者

コ 自治体等職員（管理部門） : 登録要綱第4条第1項第3号該当

国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者

サ 二級建築士 : 登録要綱第4条第2項該当

建築士法による二級建築士として4年以上の実務を有するもの

シ 一級施工管理技士 : 登録要綱第4条第2項該当

建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有するもの

ス 二級施工管理技士 : 登録要綱第4条第2項該当

二級施工管理の資格を有し、8年以上の実務経験を有するもの

新規登録の申請書 添付資料（資格要件申告書）

様式第2号（第5条関係）

被災宅地危険度判定士 資格要件申告書

わたくしは、長崎県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第4条第1項第1号に定める資
件に下記のとおり該当していることを必要書類を添えて申告します。

記

該当する資格要件

資格要件一覧表のア
からクになります

裏面から該当する要件の記号を記入する。

年 月 日

長崎県知事

殿

申請者氏名（自署）

ア 大学院在学経験者：宅造法告示第1号、都計法告示第1号該当 大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者
必要な添付書類 〔実務経験証明書（様式3）〕
イ 大学卒業者：宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当 大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者
必要な添付書類 〔卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式3）〕
ウ 3年課程の短期大学卒業者：宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ウ該当 短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者
必要な添付書類 〔卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式3）〕
エ 短期大学、高等専門学校卒業者：宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者
必要な添付書類 〔卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式3）〕
オ 高等校卒業者：宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を有する者
必要な添付書類 〔卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式3）〕
カ 認定講習会修了者：宅造法告示第4号、都計法告示第38号該当 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を修了した者
必要な添付書類 〔認定講習会修了証の写し 実務経験証明書（様式3）〕
キ 技術士：宅造法告示第2号、都計規則第19条第1項ホ（都計法告示39）に該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者
必要な添付書類 〔技術士の登録証の写し 実務経験証明書（様式3）〕
ク 一級建築士：宅造法告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当 一級建築士の資格を有する者
必要な添付書類 一級建築士登録証の写し

新規登録の申請書 添付資料（実務経験証明書）

様式第3号（第5条関係）

被災宅地危険度判定士 実務経験証明書

土木、建築又は宅地開発に関する技術
下記の者は、_____に關し、下記のとおり実務の経験を有することを証明します。
土木、建築又は宅地開発に係る業務

年 月 日

證明者 職名 _____

氏名 印 _____

記

被證明者氏名	生年月日	年 月 日	証明期間	年 月から 年 月まで
職 名	主な経験の内容	期 間		
		年 月から	年 月まで	
		年 月から	年 月まで	
		年 月から	年 月まで	
		年 月から	年 月まで	
		年 月から	年 月まで	
		年 月から	年 月まで	
		年 月から	年 月まで	
合 計		年 か月		

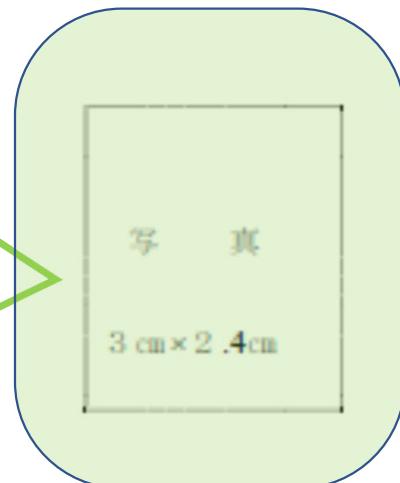
（様式第3号裏面）

「被災宅地危険度判定士実務経験証明書」記入上の注意

- 1 「被災宅地危険度判定士認定登録申請書」または「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」で、「実務経験証明書」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を受け提出してください。
この証明書の提出を必要としない方は、資格要件申告書のキ「技術士(技術部門を建設部門とした方)」、ク「一級建築士」及びシ「一級施工管理技士(土木・建築・造園)」である方に限られます。
- 2 この証明書は、証明者が証明することができる期間のみ、一枚にまとめて記載することができます。
証明者が異なる場合には、二枚以上に書き分けてください。
この時、証明期間が重複している場合は、重複している期間については、いずれか一枚の証明のみ有効となりますので注意してください。
- 3 各欄の記入手順
 - (1) 証明文章中「土木、建築又は宅地開発に関する技術」と「土木、建築又は宅地開発に係る業務」は、該当する方を残し、他方を——で抹消してください。
なお、第4条第1項第1号及び第2号に該当する方は「土木、建築又は宅地開発に関する技術」を残し、第3号に該当する方は「土木、建築又は宅地開発に係る業務」を残してください。
 - (2) 証明年月日は、この証明書を記入し証明者が証明を行った日を記入してください。
 - (3) 「証明者」となるのは、申請者が「職名」欄に記入した役職を管理すべき役職にある方です。
例えば、「××部○○課」に所属していた期間の証明は、「○○課長」または「××部長」の証明が必要となります。
(当然、「部長」より上位の管理者でもかないません。)
なお、証明者の自筆署名がある場合は捺印の必要はなく、証明者の役職公印である場合は記名の必要はありません。
 - (4) 「被証明者氏名」「生年月日」の欄には、それぞれ申請者の氏名、生年月日を記入してください。
 - (5) 「証明期間」欄には、「証明者」として記入した方が、申請者の実務経験について証明できる期間（申請者が証明者の部署に所属していた期間）を記入してください。
なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月の1日（朔日）でない場合は、最初の月を算入せずに記入してください。
 - (6) 「職名」欄には、証明期間に申請者が就いていた役職の名称を具体的に（例えば「××部○○課△△係技術吏員」等）記入してください。
 - (7) 「主な経験の内容」欄には、「職名」欄に記載した役職にいた期間中、申請者が行った具体的な業務の名称を、概ね2年毎に一つ以上記載してください。
 - (8) 「期間」欄には、「証明期間」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月の1日（朔日）でない場合は、最初の月を算入せずに記入してください。
 - (9) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を合計して記入してください。

新規登録の申請書 の記入方法 3 / 3

写真を2枚ご準備ください。
写真の裏には氏名を記入してください。
2枚のうち1枚はここに貼り付けてください



被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項第3号該当国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、長崎県知事が認めている。

被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第2項該当要綱第4条第1項各号と同等以上の知識及び経験を有する。

- ① 資格要件申込書（様式第2号）
資格要件申告書で添付することとされている書類
- ② 実務経験証明書（様式第3号）
- ③ 知事の認定書（原本を添付すること）
実務経験証明書（様式第3号）
- ④ 資格証の写し
実務経験証明書（様式第3号）※実務経験を必要とする場合

認定登録番号△	有効期限△
—	—

△記入しないでください。

新しい登録番号と有効期限を記入しますので、ここは記入しないでください。

被災宅地危険度判定士認定登録更新申請書

更新登録の申請書 の記入方法 1 / 2

申請日： 年 月 日

長崎県知事 殿

氏名、住所、勤務先
など必要事項を記入
してください。

現在お持ちの登録証
の番号と有効期限を
記入してください

災害発生時に連絡
がつくmailアドレ
スを記入してくだ
さい

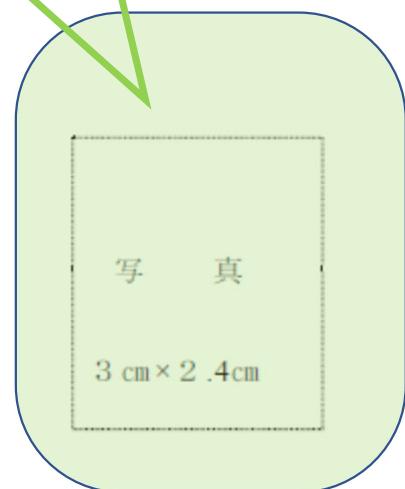
ふりがな 申請者氏名			生年月日	年 月 日
居住地住所	〒			TEL
勤務先	住 所	〒		
	名称	TEL		
現在有効な 認定登録	番 号			
	有効期限			
Mailアドレス				

更新登録の申請書 の記入方法 2 / 2

講習会受講日（視聴日）

年 月 日

写真を2枚ご準備ください。
写真の裏には氏名を記入してください。
2枚のうち1枚はここに貼り付けてください



新しい登録番号と有効期限を記入しますので、ここは記入しないでください。

認定登録番号

有効期限

— —

・・